

残高証明書の発行・交付サービスについて

日本電子債権機構株式会社では、当社にて記録している電子記録債権に係る残高証明書の発行・交付サービスを、以下のとおりお取り扱いしております。

【お取り扱い内容】

- (1)対象先 当社に電子記録債権、電子記録債務を保有又は負担する（又は、保有又は負担していた）利用者
- (2)残高 以下により算出される額
- ①電子記録名義人（債権者）の保有する電子記録債権残高
各利用者が指定する残高基準日において電子記録名義人である債権につき
残高 = 発生記録又は譲渡記録により記録された債権額
－ 支払等記録に記録される残高基準日迄の支払等をした金額
- ②電子記録債務者の負担する電子記録債務残高
各利用者が指定する残高基準日において電子記録債務者である債権につき
残高 = 発生記録又は譲渡記録により記録された債権額
－ 支払等記録（当該利用者が支払等をした者として記録されているものに限る。）に記録される残高基準日迄の支払等をした金額
- ③電子記録保証人の保証する電子記録保証残高
各利用者が指定する残高基準日において電子記録保証人である債権につき
残高 = 発生記録又は譲渡記録により記録された債権額
－ 支払等記録（当該利用者又は当該電子記録債権の発生記録における債務者が支払等をした者として記録されているものに限る。）に記録される残高基準日迄の支払等をした金額
- (3)残高基準日の対象期間
平成 21 年 6 月 24 日以降
- (4)請求の流れ ①別添の「残高証明依頼書」を三菱 UFJ ファクター(株)（送付先）まで郵送（※1）
②利用者宛に手数料請求書を発行（※2）
③利用者からの手数料入金を確認後、残高証明書発行・交付（※2）

(※1) 平成 27 年 12 月 7 日以降、新システムのリリースを機に、WEB でも 残高証明の発行依頼を受け付けております。

(※2) 新システムのリリースを機に、平成 27 年 12 月 7 日以降に、利用者が新たに残高証明書を「定期的に発行」することをご依頼される場合には、従来の前払いの方法に加えて、所定の口座振替依頼書のお届出により、「口座引落に伴う後払い」によって手数料をお支払いいただく方法も、選択していただけるようにしております。

(5)ご相談窓口

三菱 UFJ 銀行 電手・でんさいコールセンター

0120-103-172

※フリーダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5730-1963

※照会時間：銀行営業日の 9：00～19：00

(6)サンプル（別添資料をご参照ください）

以 上